

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
第 2 章 普通貿易統計				第 2 章 普通貿易統計			
25 統計項目の記載要領 （輸出入者符号）				25 統計項目の記載要領 （輸出入者符号）			
25 - 6 輸出者符号又は輸入者符号は、次により記載する。				25 - 6 輸出者符号又は輸入者符号は、次により記載する。			
<u>税関発給コードを取得している輸出者又は輸入者については、当該コード符号を記載する。</u>				<u>（新設）</u>			
<u>日本貿易関係手続簡易化協会編「日本輸出入者標準コード」に掲載されている輸出者又は輸入者については、当該コード符号を記載することができる。</u>				<u>日本貿易関係手続簡易化協会編「日本輸出入者標準コード」に掲載されている輸出者又は輸入者については、当該コード符号を記載させる。</u>			
なお、符号に訂正が <u>あった</u> 場合は、改訂書が発行された月の翌月から改訂された符号を使用することができる。				なお、符号に訂正が <u>あつた</u> 場合は、改訂書が発行された月の翌月から改訂された符号を使用 <u>させる</u> 。			
<u>前記 及び</u> 以外の輸出者又は輸入者については、「99999」とする。				<u>前記 以外</u> の輸出者又は輸入者については、「99999」とする。			
定率法等の規定により輸入申告者の資格が限定されている場合で輸入者が当該限定申告者から委任を受けているときは、委任を受けた輸入者の符号とする。				定率法等の規定により輸入申告者の資格が限定されている場合で輸入者が当該限定申告者から委任を受けているときは、委任を受けた輸入者の符号とする。			
<u>輸入申告等の前に貨物が保税地域等で転売され、当該転得者により輸入申告等がされた場合は、当該申告者の輸入者符号とする。</u>				<u>輸入申告等の前に貨物が保税地域等で転売され、当該転得者により輸入申告等がされた場合は、当該申告者の輸入者符号とする。</u>			
<u>輸入（引取）申告書における「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に輸入（引取）申告である旨のコード「A」を横線で結ぶことにより記載する（例：11111- A）。</u>				<u>輸入（引取）申告書における「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に輸入（引取）申告である旨のコード「A」を横線で結ぶことにより記載させる（例：11111- A）。</u>			
<u>特例申告書における「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に特例申告である旨のコード「B」を横線で結ぶことにより記載する（例：11111- B）。</u>				<u>特例申告書における「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に特例申告である旨のコード「B」を横線で結ぶことにより記載させる（例：11111- B）。</u>			
別紙第 7				別紙第 7			
減免税条項等符号表				減免税条項等符号表			
（定率法の部）				（定率法の部）			
符号	適用条項	減免税等適用物品	備考	符号	適用条項	減免税等適用物品	備考

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)	
11915	法第 19 条の 2 第 4 項	課税原料品等による製品を輸出した場合の控除		11915	法第 19 条の 2 第 4 項	課税原料品等による製品を輸出した場合の控除	
<u>11916</u>	<u>法第 19 条の 3 第 3 項</u>	<u>輸入時と同一状態で再輸出される場合の控除</u>		(新設)	(新設)	(新設)	
12017	法第 20 条第 4 項	違約品等の再輸出の場合の控除		12017	法第 20 条第 4 項	違約品等の再輸出の場合の控除	
(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)	
(暫定法の部)、(特例法の部)及び(その他)(省略)				(暫定法の部)、(特例法の部)及び(その他)(同左)			